

開成山公園等Park-PFI事業 基本協定書（素案）

郡山市（以下「市」という。）と認定計画提出者の代表団体たる●●●●並びに構成団体たる●●●●及び●●●●（以下総称して「事業者」という。）は、次のとおり、開成山公園等Park-PFI事業（以下「本事業」という。）に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定において用いる用語の定義は、「開成山公園等Park-PFI事業 公募設置等指針」（以下「公募設置等指針」という。）に定められたとおりとする。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業の円滑な実施のため、本事業に関する実施協定（以下「実施協定」という。）を締結するまでの市及び事業者の義務等の基本的な事項を定めるものとする。

（責務）

第2条 市及び事業者は、本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

- 2 事業者は、公募設置等指針に従い事業者が市に提出した公募設置等計画及び付随する一切の書類（以下「公募設置等計画等」という。）を基に、市のほか、必要に応じて道路管理者等と協議を行う。
- 3 市及び事業者は、本協定締結後、整備に向けて必要な協議を行い、測量等調査及び設計については、協議が整い次第事業者が着手できるものとする。協議にて決定した事項は実施協定に定める。
- 4 事業者は、本事業の実施に関して必要となる、議会等への説明等に使用する資料作成及び説明等の市が求める協力を行う。
- 5 市は、必要に応じ事業者が実施する会議等に参加し、本事業の説明等の事業者が求める協力を行う。
- 6 事業者は、第2項に規定する協議、前項に規定する説明等により受けた意見及び開成山公園等Park-PFI事業者選定審議会からの意見や要望事項等を踏まえ、必要に応じ公募設置等計画等の一部変更等（以下「変更行為」という。）の対応を行い、変更した公募設置等計画を市に提出し承認を得る。
- 7 市は、前項で承認した公募設置等計画等について、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5の規定に基づき、当該公募設置等計画等が適当である旨の認定を行う。

(役割分担等)

第3条 本事業の実施に際し、事業者は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務	担当構成団体
特定公園施設等の調査・設計	
特定公園施設等の建設	
特定公園施設の管理運営	
公募対象公園施設の調査・設計	
公募対象公園施設の建設	
公募対象公園施設の管理運営	
利便増進施設の調査・設計	
利便増進施設の建設	
利便増進施設の管理運営	

(構成団体の離脱)

第4条 構成団体の一が本事業から離脱した場合であっても、事業者は、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。

2 構成団体の一が本事業から離脱したことによって市に損害が発生した際は、事業者は、当該損害の全てを市に対して賠償しなければならない。

(実施協定)

第5条 市と事業者は、本事業の実施に向けての協議及び建築基準法第48条ただし書きの許可を経て、実施協定を締結するものとする。

2 実施協定は、令和5年3月31日までに締結するものとする。ただし、市又は事業者がやむを得ないと認める場合は、市と事業者が協議して新たに期限を定めるものとする。

3 前項の規定により新たな期限を定めようとする場合は、市又は事業者は、相手方に対して令和5年3月17日までに申し出なければならない。

4 市と事業者は、実施協定締結後も、本事業の円滑かつ確実な実施のため、相互協力しなければならない。

(実施協定不調の場合における処理)

第6条 次の各号に掲げる事由により実施協定の締結に至らなかった場合における費用（市又は事業者が本事業の準備のために要した費用及びこの条の規定により本協定を解除するために要した費用）については、本協定の当事者各自の負担とし、相手方に当該費用を請求することができない。

- (1) 天災地変その他の市又は事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、アもしくはイの状態となった場合
- ア 本事業の実施が不可能又は極めて困難になった場合
- イ 開成山公園等の管理運営に関し、極めて重大な変更があった場合
(アに掲げる場合を除く。)
- (2) 次条の規定により、本協定が解除された場合(同条第3項に該当する場合を除く。)

(任意解除)

第7条 事業者は、事業者の都合により本事業を実施できなくなった場合においては、市と協議の上、認定計画提出者の地位を辞退し、本協定を解除することができる。

- 2 事業者は、前項の規定により認定計画提出者の地位を辞退し、本協定を解除しようとするときは、令和5年2月28日(第5条第2項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前)までに市に対してその旨を申し出なければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定により本協定が解除された場合であって、前項に定める期日までに、認定計画提出者の地位を辞退し、本協定を解除する旨の申出をしなかったときは、市に対して違約金を支払わなければならない。

(解除権)

第8条 市及び事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、両者協議の上、本協定を解除することができる。

- (1) 財産の取得について郡山市議会において否決されたとき。
- (2) 指定管理者の指定について郡山市議会において否決されたとき。
- (3) 本事業(特定公園施設の譲渡金額及び指定管理料)の予算について郡山市議会において否決されたとき。
- (4) 建築基準法第48条ただし書きの許可申請が不可能となったとき、又は同許可申請が建築審査会や消防において不同意となったとき。

(強制解除)

第9条 次に掲げる場合は、市は、事前に事業者に通知し、及び事業者と協議することなく、事業者の認定計画提出者の地位を解消し、本協定を解除することができるものとする。

- (1) 第5条第2項に規定する期限(同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限)までに実施協定が締結されない場合
- (2) 事業者が、令和●年●月●日(第5条第2項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前)までに変更行為を完了できない場合
(市が実施協定の締結に支障がないと認めた場合を除く。)

- (3) 事業者を構成する団体のいずれかが、第11条の規定に違反した場合で、市が本事業の実施に支障があると認める場合
- (4) 事業者を構成する団体のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1号又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定した場合
- (5) 事業者を構成する団体のいずれか又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）場合
- (6) 前2号に規定するもののほか、事業者を構成する団体のいずれか又はその役員若しくは使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになった場合
- (7) 事業者を構成する団体のいずれかが、次のいずれかに該当する場合
- ア 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められる場合
- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められる場合
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる場合
- (8) 事業者を構成する団体のいずれかが、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを受けた場合

2 前項に掲げる場合により、事業者の認定計画提出者の地位が解消され、本協定が解除された場合は、事業者は、市に対して違約金を支払わなければならない。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合であって事業者の帰属事由によらない場合は、この限りでない。

(違約金等)

第10条 第7条及び第9条に規定する違約金の額は、以下の通りとする。

(1) 特定公園施設の譲渡前（新設、増設又は改築整備期間）の場合

特定公園施設整備予定額のうち、市に負担を求める額の●分の●に相当する額

(2) 特定公園施設の譲渡後（維持管理期間）の場合

公募対象公園施設全体の面積に対する設置許可使用料及び利用増進施設に係る使用料の1年分の●分の●に相当する額に認定計画の残年数を乗じた額（1年未満の端数は切り上げ）

2 前項の規定は、市に生じた損害が前項に規定する違約金の額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第11条 市及び事業者は、本事業に関して相手方から秘密情報として取得した情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は本協定の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、事業者が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、又は市が郡山市情報公開条例（平成13年条例第44号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。なお、開示する場合には、開示に先立ち相手方にその旨の連絡を行うものとする。

(協定の変更)

第12条 本協定の変更は、市と事業者の書面による合意により行うものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から実施協定締結の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条、次条及び第15条の規定の効力は、本協定の解除又は期間満了による終了後においても存続する。

(協議等)

第14条 本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本協定は、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本協定に関し訴訟等が生じたときは、市の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、市及び事業者がそれぞれ記名押印の上、市及び事業者が各●通を保有する。

令和●年●月●日

市

郡山市

代表者 郡山市長 品川 万里

事業者

認定計画提出者名：

代表団体 (所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)